



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年10月15日火曜日 第47号

◇ 目 次 ◇

第二種特定鳥獣に係る捕獲等を行うことができる区域の指定..... (自然保護課) ... 602

鳥獣保護区の存続期間の更新..... (") ... 603

休猟区の指定..... (") ... 605

特定猟具使用禁止区域の指定..... (") ... 608

農用地利用配分計画の認可..... (農政課農地・担い手対策室) ... 609

同意の成立(漁獲共済)..... (漁政課) ... 609

建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課) ... 609

医師の指定..... (福祉総合支援センター) ... 610

指定医師の所在地の変更..... (") ... 610

指定医師の辞退の届出..... (") ... 610

道路の供用開始(一般国道197号)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 610

道路の供用開始(県道串内子線)..... (") ... 611

道路の区域変更(県道大洲野村線)..... (南予地方局西予土木事務所) ... 611

道路の供用開始(")..... (") ... 611

道路の区域変更(県道四国カルスト公園縦断線)..... (") ... 611

道路の供用開始(")..... (") ... 612

道路の区域変更(一般国道441号)..... (") ... 612

道路の供用開始(")..... (") ... 612

告 示

○愛媛県告示第597号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第1項の規定に基づき、次のとおり第二種特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中村時広

区 域	存続期間	捕獲等を行うことができる第二種特定鳥獣の種類
四国中央市内の小川山休猟区の全域	令和元年11月1日から令和4年10月31日まで	イノシシ、ニホンジカ
四国中央市内の浦山休猟区の全域	同 上	同 上
新居浜市内の大久保休猟区の全域	同 上	同 上
新居浜市内の三ツ森山休猟区の全域	同 上	同 上
西条市内の氷見・中野休猟区の全域	同 上	同 上
西条市内の黒谷休猟区の全域	同 上	同 上
今治市内の木地休猟区の全域	同 上	同 上
今治市内の大島南休猟区の全域	同 上	同 上
伊予市内の佐礼谷休猟区の全域	同 上	同 上

伊予市内の日南登休猟区の全域	同 上	同 上
東温市内の黒森峠休猟区の全域	同 上	同 上
東温市内の御岳山休猟区の全域	同 上	同 上
伊予郡砥部町市内の立野休猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町市内の菅生休猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町市内の若山休猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町市内の休場休猟区の全域	同 上	同 上
大洲市内の北平休猟区の全域	同 上	同 上
大洲市内の秋葉山休猟区の全域	同 上	同 上
大洲市内の豊茂柴休猟区の全域	同 上	同 上
喜多郡内子町市内の村前休猟区の全域	同 上	同 上
喜多郡内子町市内の臼杵休猟区の全域	同 上	同 上
八幡浜市内の八幡浜休猟区の全域	同 上	同 上
西予市内の河内休猟区の全域	同 上	同 上
西予市内の湊筋・富野川休猟区の全域	同 上	同 上

西予市地内の御在所山休猟区の全域	同 上	同 上
宇和島市地内の篠駄馬休猟区の全域	同 上	同 上
北宇和郡鬼北町地内の鍵山休猟区の全域	同 上	同 上
北宇和郡松野町地内の上目黒休猟区の全域	同 上	同 上
南宇和郡愛南町地内の僧都休猟区の全域	同 上	同 上

○愛媛県告示第598号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
関前村鳥獣保護区	今治市関前岡村島の正月鼻北端を起点とし、ここから同市大三島町キヨコ鼻西端とを結ぶ直線、キヨコ鼻から南に回り同町野々江坂の県道大三島環状線と市道本原線との交点に至る海岸線、同交点と来島海峡航路第四号灯浮標とを結ぶ直線、同灯浮標と同航路第二号灯浮標とを結ぶ直線とその延長線、同市波方町宮崎梶取ノ鼻と同市岡村島観音崎南端とを結ぶ直線及び観音崎から東に回り正月鼻に至る海岸線に囲まれた海面の区域	令和元年11月1日から令和11年10月31日まで	当該区域は、海面がアビ等の渡り鳥にとって重要な飛来地であることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥類の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥類の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥類の観察や保護活動を通じた環境教育の場としての活用を図る。
志々満ヶ原唐子浜鳥獣保護区	国立公園唐子浜海岸と頓田川河口との交点を起点とし、ここからその海岸線を南東に進み、市道紅瓦線の延長線との交点に至り、ここから同市道の延長線及びこれに続く同市道を南西に進み、市道古国分線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、国道196号に出で、同国道を北西に進み、同川に出で、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域及び桜井海岸と市道志々満ヶ原4号線の延長線との交点を起点とし、	同 上	当該区域は今治市東南部の燧灘に面した海岸部に位置し、瀬戸内を代表する美しい白砂青松地であり、多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥類の安定的な生息に著しい影響を及ぼす

	ここからその海岸線を南東に進み、桜井河口港の導流堤を経て、更に同港の海岸線を西に進み、桜井樋門を経て、明神橋北端で市道明神橋中浦線に至り、ここから同市道を北に進み、市道桜井本線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、市道志々満ヶ原4号線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域		ことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥類の観察や保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。
高縄山鳥獣保護区	松山市高縄山（標高986.0メートル）を中心とした一帯高縄寺から北に約450メートル進んだ松山市猪木と同市猿川との境界付近にある通称7本杉を起点とし、ここから同市猿川の市有林（ブナ天然林）と私有林（人工林）との境界を東に約150メートル進み、小谷に至る。ここから同市小谷をほぼ南に進み、同市猿川と同市米之野との境界に至る。ここから稜線を東に約350メートル進み、更に稜線を同市米之野の市有林（人工林）と私有地（人工林）との境界を約300メートル進み、市道米之野高縄線を横断し、更に稜線を南に進み、同市米之野と同市九川との境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、同市米之野と同市九川と同市横谷との境界の交点に至る。ここから同市米之野と同市横谷との境界を北西に約100メートル進み、ここから稜線を同市横谷の市有林（人工林）と私有林（人工林）との境界を西ないし北西に約150メートル進み、市道九川宝坂線を横断し、更に同市横谷の市有林（ブナ天然林）と私有林（人工林）との境界を北西に進み、同市横谷と同市猪木との境界に至る。ここから同市猪木の高縄寺所有林（ブナ天然林）と私有林（人工林）との境界を北に約50メートル進み、更に同市猪木の市有林（ブナ天然林）と私有	同 上	当該区域は、広葉樹林と針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥類の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育及び学習の場として活用を図る。

	林（人工林）との境界を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域									
面河第三ダム鳥獣保護区	上浮穴郡久万高原町中津の面河第三ダムえん堤北端を起点とし、ここからえん堤を南に進み、林道休場百ヶ市線に出る。ここから同林道を西ないし南西に約1,500メートル進み、同林道のカーブの中央地点に至る。ここから同林道に接する山林を夜鳴川橋に向かって進み、同橋東端に至る。ここから同橋を西に進み、歩道に出て、歩道を北西に約260メートル進み、ナカウネ谷との交点に至る。ここから同谷を北東に進み、同ダム貯水池の常時満水位の貯水線に至る。ここから同線を北西ないし西に進み、龍宮大橋南端に至る。ここから同橋を北に進み、国道33号に出て、同国道をほぼ東へ進み、起点に至る線で囲まれた区域	同	上	当該区域は、ダム湖及び周辺の公園を含み、野生鳥獣の良好な生息地であることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育及び学習の場として活用を図る。			を北東に進み、市道コウドシ御在所線を横断し、更に稜線を北東に進み、市道ニジョウ岡山線に出て、同市道をほぼ南東に進み、同市道の終点に至る。ここから里道をほぼ南東ないし南西に進み、通称ヨシガサコを経て、通称ナカジライシに至る。ここから小谷をほぼ南西に進み、大洲市と西予市との境界の通称金剛尾根に至り、ここから同境界をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域		ることから、鳥獣保護区に指定し当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育及び学習の場として活用を図る。	
大洲城山鳥獣保護区	大洲市大洲城山公園の区域一円	同	上	当該区域は、大洲城の城跡に位置し樹木が多く、市民の憩いの場として活用されており、鳥類の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育及び学習の場として活用を図る。	金山出石寺鳥獣保護区	同	上	八幡浜市と大洲市との境界線上の郷ノ峠を起点とし、ここから同境界を南西ないし北西に進み、浄心山三角点（781.6メートル）に至る。ここから稜線を北東に進み、大洲市豊茂の奥地区の通称社宅で県道長浜保内線に出て、同県道を北東ないし南東に進み、市道朝日・谷上線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、出石寺所有林と私有林との境界に至る。ここから同境界を南東に進み、旧喜多郡長浜町と旧大洲市との境界を経て、更に出石寺所有林と私有林との境界を南東ないし南西に進み、大洲市と八幡浜市との境界に至る。ここから同境界を南東に進み同市日土町野地のシラクズレ谷との交点に至る。ここから同谷を南に進み、市道瀬田坊泰野線に出て、同市道をほぼ西に進み、同県道に出て、同県道を東ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域		当該区域は、針葉樹が大部分であるが、金山出石寺周辺には広葉樹が散在しており鳥類の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意する。
御在所鳥獣保護区	大洲市と西予市との境界線上にある御在所山三角点（668.8メートル）を起点とし、ここから同境界を北東に進み、通称デンピラに至り、ここから稜線を北東に進み、林道御在所上線を横断し、更に稜線	同	上	当該区域は、丘陵地帯が多く、区域内に展望台、遊歩道が整備されており、教育の場としても広く活用されており、鳥類の生息に適してい	宇和島市城山鳥獣保護区	同	上	宇和島市城山区域一円		当該区域は、高木の常緑広葉樹が散在しており、多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域を利用する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的

な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育及び学習の場として活用を図る。

○愛媛県告示第599号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	存続期間
小川山休 猟区	四国中央市金砂町小川山柳瀬の国道319号と同町小川山引地に通じる歩道との交点を起点とし、ここから同歩道を北西に進み、銅山川に出て、同川右岸を下流に進み、旧伊予三島市と旧宇摩郡新宮村との境界と同川右岸の交点に至る。ここから旧伊予三島市と旧新宮村との境界をほぼ南東に進み、三ツ足山（1,105メートル）を経て、更に同境界をほぼ南西に進み、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界を西に進み、カガマシ山三角点（1,342.9メートル）を経て、更に同境界を南西ないし北西に進み、中川峠で林道中之川線に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を北東ないし北に進み、同林道に出る。ここから同林道を北に進み、市道金砂中之川線に出て、さらに同市道をほぼ北東に進み、市道薬師線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北西に進み、同国道に至り、ここから同国道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	令和元年 11月1日 から令和 4年10月 31日まで
浦山休 猟区	四国中央市土居町中村の松山自動車道と古子川左岸との交点を起点とし、ここから同川左岸を上流に進み、旧宇摩郡土居町と旧伊予三島市との境界に至り、ここから同境界を南東に進み、赤星山三角点（1,453.2メートル）を経て、更に同境界を南西に進み、旧土居町と旧伊予三島市と新居浜市との境界の交点に至る。ここから四国中央市と新居浜市の境界をほぼ西に進み、二ツ岳登山道に出て、同登山道をほぼ北西ないし北東に進み、林道法皇線に出て、同林道をほぼ北東に進み、宮久保川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、浦山川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、同自動車道との交点に至り、ここから同自動車道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
大久保休 猟区	新居浜市船木の国道11号と池田池入口の市道坂ノ下大久保線との交点を起点とし、ここから同国道を東に進み、同市と四国中央市との境界の交点に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、下兜山三角点（1,	同 上

	233.5メートル）に至る。ここから通称大多羅稜線の歩道に出て、同歩道を北西に進み、通称城ヶ尾稜線の歩道との交点に至り、ここから同歩道をほぼ北に進み、客谷川と孝々谷川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、市道坂ノ下大久保線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	
三ツ森山 休猟区	愛媛県と高知県との境界にある三ツ森山三角点（1,429.5メートル）を起点とし、ここから同境界を南西に進み、平家平三角点（1,692.6メートル）を経て、更に同境界を西に進み、冠山（1,732メートル）を経て、更に同境界を北西に進み、旧宇摩郡別子山村と同県と旧新居浜市との境界の交点に至る。ここから旧別子山村と旧新居浜市との境界を北東に進み、通称大阪屋敷越に至る。ここから住友林業株式会社の私設林道を七番川に向かって進み、県道新居浜別子山線に出て、同県道を南東に進み、中七番を経て、更に同県道を北東に進み、別子ダム管理道との交点に至り、ここから同管理道を南に進み、別子ダムえん堤に至る。ここから銅山川右岸を下流に進み、葛籠尾鳥獣保護区界に至り、ここから同区界をほぼ南東に進み、愛媛県と高知県との境界に至り、ここから同境界を南西ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
氷見・中 野休猟区	西条市大町の国道11号の加茂川橋東端を起点とし、ここから同川右岸を上流に進み、船形橋南端に至る。ここから同橋を北に進み、同橋北端で同川左岸に出て、上流に進み、黒瀬ダムえん堤北端に至る。ここから県道西条久万線をほぼ西ないし南に進み、新柳谷橋西端で柳谷川に出る。ここから同川右岸を上流に進み、林道平野線との交点に至り、ここから同林道を南西に進み、通称平野峠に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を南西に進み、同峠で旧西条市と旧周桑郡小松町との境界に至る。ここから同境界を北に進み、同国道に出て、同国道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上
黒谷休 猟区	西条市河之内の市道夜討ヶ窪線の日の谷橋北端を起点とし、ここから同市道を西に進み、林道河之内支線との交点に至り、ここから同林道並びにこれに続く作業道を西に進み、河之内地区と黒谷地区との境界に至り、ここから同境界を西に進み、同市と今治市との境界に至る。ここから同境界を北に進み、五葉が森三角点（840.6メートル）を経て、同境界を北東に進み、市道黒谷浅地線に出て、同市道を南東ないし南西に進み、市道黒谷線との交点に至る。ここから同市道をほぼ東に進み、天川地区に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南東に進み、市道天川西線に出る。ここから同市道を南に進み、市道天川線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、同市道終点で夜討ヶ窪地区に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を南西に進み、三角点（425.9メートル）に至り、ここから谷を南に進	同 上

	み、日の谷川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域				
木地休猟区	今治市と西条市と国有林1054林班との境界の三角点(1,118.3メートル)を起点とし、ここから同林班と民有林との境界をほぼ西に進み、1053林班に至り、ここから同林班と民有林の境界をほぼ北西ないし南西に進み、1050林班に至り、ここから同林班と民有林との境界をほぼ北に進み、1051林班との境界に至る。ここから同林班と民有林との境界をほぼ北に進み、1052林班との境界に至り、ここから同林班と民有林との境界をほぼ北に進み、三角点(1,003.3メートル)を経て、檜原山(1,041メートル)山頂の奈良原神社に至る参道に入る。同参道を北東に進み、同神社に至り、ここから上木地登山道を北東に進み、市道木地川本線に出て、同市道を南に進み、同市道と林道コタマゴ線の起点との交点に至る。ここから同林道並びにこれに続く山道を南東に進み、両市の境界に至り、ここから同境界を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		
大島南休猟区	今治市吉海町と同市宮窪町の大島の区域のうち、国道317号(自動車専用道路でない区間)及びその延長線で分断される南側の区域	同	上		
佐礼谷休猟区	伊予市中山町佐礼谷の県道野中長沢線と県道中山伊予線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道を北に進み、県道中山双海線との交点に至り、ここから同県道を北に進み、県道中山伊予線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北東に進み、旧伊予郡中山町と旧伊予市との境界に至る。ここから同境界をほぼ東に進み、旧中山町と旧伊予市と伊予郡砥部町との境界の交点に至り、同市と同町の境界をほぼ南東に進み、県道中山砥部線に出る。ここから同県道をほぼ南西に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道をほぼ北西ないし南西に進み、林道敷野線との交点に至り、ここから同林道を南に進み、同林道の終点に至る。ここから林道ハダコ線に通じる農道をほぼ南西ないし北西に進み、同林道との交点に至り、ここから同林道を北ないし南西に進み、林道大谷第2線との交点に至り、ここから同林道を西ないし南に進み、市道小池秦皇山線に出る。ここから同市道をほぼ南東に進み、県道野中長沢線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西ないし北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		
日南登休猟区	伊予市と伊予郡砥部町との境界と同市中山町出淵 <small>すい</small> の県道久万中山線の大佐礼隧道との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ南西に進み、同市と砥部町と喜多郡内子町との境界の交点に至り、ここから同市と同町との境界をほぼ南西ないし北西に進み、国道56号に出る。ここから同国道をほぼ北東に進み、同県道との交点に至り、ここから同県道をほぼ東ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		
黒森峠休猟区	東温市滑川の市道伊之曾線と県道血ヶ嶺公園滑川線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南に進み、市道滑川海上2号線との交点に至り、ここから同市道を東ないし南に進み、滑川渓谷駐車場に至る。ここから滑川渓谷の遊歩道をほぼ南東に進み、同市と上浮穴郡久万高原町との境界に至る。ここから同境界をほぼ西に進み、三角点(1,073.5メートル)を経て、更に同境界をほぼ南に進み、黒森峠で国道494号に出る。ここから同国道を音田地区に向かって進み、同地区で市道谷奥線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、伊之曾地区に通じる山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ東に進み、市道伊之曾線に出て、同市道をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		
御岳山休猟区	東温市下林の県道伊予川内線と県道美川松山線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南に進み、高智橋西端で拜志川に出て、同川左岸を上流に進み、血ヶ嶺三坂峠鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ南西ないし北西に進み、同市と松山市との境界に至る。ここから同境界をほぼ北西に進み、市道上村津吉線に出る。ここから同市道を東に進み、県道伊予川内線に出て、同県道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		
立野休猟区	伊予郡砥部町川登の国道379号と町道千里口線との交点を起点とし、ここから同町道を南西に進み、町道弘法師線との交点に至り、ここから同町道をほぼ東に進み、同町と松山市との境界に至る。ここから同境界をほぼ南東に進み、同町と同市と上浮穴郡久万高原町との境界の交点に至り、ここから砥部町と久万高原町との境界をほぼ南西に進み、旧伊予郡砥部町と旧伊予郡広田村と旧上浮穴郡久万町との境界の交点に至り、ここから旧砥部町と旧広田村との境界をほぼ西に進み、上尾第3 <small>すい</small> 隧道で同国道に出て、同国道をほぼ南西に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道を北西に進み、町道玉谷中野川線との交点に至り、ここから同町道をほぼ南西に進み、町道日ノ浦線との交点に至り、ここから同町道を南東ないし北西に進み、町道中野川総津線に至る。ここから同町道をほぼ北西に進み、砥部町と伊予市との境界に至り、ここから同境界をほぼ北に進み、銚子ダム鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ東ないし北に進み、同国道に出て、同国道を東ないし北西に進み、瀧見橋及び万年橋を経て、更に同国道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		
菅生休猟区	上浮穴郡久万高原町久万の国道33号と県道西条久万線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東ないし南東に進み、同町下畑野川で、岩屋寺鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ東ないし南東に進み、旧上浮穴郡久万町と旧上浮穴郡美川村との境界に至る。ここから同境界を南西ないし南に進み、同国道に出て、同国道を西ないし北西に進み、	同	上		

	起点に至る線で囲まれた区域のうち、大宝寺鳥獣保護区の区域を除いた区域				
若山休猟区	上浮穴郡久万高原町中組の町道河ノ子線と県道西条久万線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、石鎚山系鳥獣保護区界に至り、ここから同区界をほぼ東ないし南東に進み、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、高台越で林道川ノ子線に通じる山道に出て、同山道を西に進み、同林道に出て、同林道を西に進み、同町道に出て、同町道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		
休場休猟区	上浮穴郡久万高原町中津の面河川右岸と愛媛県と高知県との境界との交点を起点とし、ここから同境界を南西に進み、三角点(972.0メートル及び1,049.0メートル)を経て、猪伏鳥獣保護区界に至り、ここから同区界を北西に進み、国有林74林班界に至る。ここから、同林班界をほぼ北に進み、三角点(1,125.0メートル)に至り、ここから稜線 ^{りょうせん} を北東ないし北西に進み、龍宮橋南端で町道落出黒川線に出る。ここから同町道を東へ約30メートル進み、龍宮大橋南端で面河第三ダム鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ東に進み、面河第三ダム堰堤南端に至る。ここから面河川右岸を下流に進み、起点に至る線で囲まれた区域	同	上		
北平休猟区	大洲市河辺町川崎の市道寺藪川崎線と県道河辺小田線との交点である七曲橋西端を起点とし、ここから同県道を北東に進み、同市と喜多郡内子町との境界に至る。ここから同境界を南東ないし北東に進み、笹峠山(954.7メートル)を経て、更に同境界を北東に進み、県道小田河辺大洲線に出る。ここから、同県道をほぼ南ないし南西に進み、寺藪で市道寺藪川崎線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道寺藪名場連線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、市道大中山名場連線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道百合谷名場連線との交点に至り、ここから同市道をほぼ南西に進み、市道寺藪川崎線との交点に至り、ここから同市道を西ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		
秋葉山休猟区	大洲市と喜多郡内子町と伊予市との境界の交点を起点とし、ここから大洲市と同町との境界をほぼ南東ないし南に進み、草屋敷三角点(824.4メートル)を経て、更に同境界をほぼ南東に進み、三角点(646.4メートル)に至る。ここから同境界を南東ないし南西に進み、矢落川に出て、同川を県道柳沢新谷停車場線に向かって直角に横断し、同県道に出る。ここから同県道を北西ないし西に進み、県道藤縄長浜線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西ないし北西に進み、旧大洲市と旧喜多郡長浜町との境界に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、大洲市と伊予市との境界に至り、ここから同境界を北東ないしほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		
豊茂柴休猟区	大洲市長浜町下須戒の県道長浜保内線と県道長浜中村線との交点を起点とし、ここから同県道を南東に進み、旧喜多郡長浜町と旧大洲市との境界に至り、ここから同境界を西ないし南西に進み、金山出石寺鳥獣保護区界に至る。ここから同区界をほぼ北西に進み、県道長浜保内線に出て、同県道をほぼ西ないしほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		
村前休猟区	旧喜多郡内子町と旧喜多郡五十崎町との境界と県道肱川公園線との交点を起点とし、ここから同県道を北に進み、国道56号に出て、同国道を北東に進み、国道379号との交点に至る。ここから同国道をほぼ北東に進み、県道池田中山線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南東に進み、県道坊屋敷小田線との交点に至る。ここから同県道を南東ないし南西に進み、旧内子町と旧五十崎町との境界に至り、ここから同境界をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		
臼杵休猟区	喜多郡内子町と伊予郡砥部町と上浮穴郡久万高原町との境界の交点となる三郷の辻三角点(931.9メートル)を起点とし、ここから内子町と久万高原町との境界を南東ないし南西に進み、国道380号に出る。ここから同国道を西に進み、町道大平高山畑谷線との交点に至り、ここから同町道及びこれに続く通称玄台越え山道をほぼ北西に進み、町道倉倉頭線に出る。ここから同町道をほぼ北西に進み、県道久万中山線に出て、同県道を西に進み、内子町と砥部町との境界に至り、ここから同境界をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		
八幡浜休猟区	八幡浜市産業通の県道八幡浜宇和線の出合橋南端を起点とし、ここから同県道を北に進み、国道197号に出る。ここから同国道を北東に進み、夜昼隧道 ^{ぜいじゆう} 西口に至る。ここから同隧道 ^{ぜいじゆう} 上を北東に進み、同市と大洲市との境界に至る。ここから同境界をほぼ南東に進み、八幡浜市と大洲市と西予市との境界の交点に至る。ここから八幡浜市と西予市との境界を南西に進み、標高点(603.8メートル)に至り、ここから稜線 ^{りょうせん} をほぼ北西ないし南西に進み、八幡浜市五反田の徳用橋北端で同県道に出る。ここから同県道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		
河内休猟区	西予市と八幡浜市との境界と県道八幡浜宇和線との交点を起点とし、ここから同境界を北西ないし北東に進み、西予市と八幡浜市と大洲市との境界の交点に至り、ここから西予市と大洲市との境界を東に進み、国道56号の鳥坂隧道 ^{ずい} 上に至る。ここから同隧道 ^{ずい} 上を南西に進み、同隧道 ^{ずい} 南口で同国道に出て、同国道をほぼ南西に進み、同県道との交点に至る。ここから同県道を北ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、多田鳥獣保護区の区域を除いた区域	同	上		
溪筋・富野川休猟区	西予市野村町松溪の県道高瀬松溪線と国道441号との交点を起点とし、ここから同国道を南西に進み、	同	上		

区	市道寺谷梶原橋詰線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道寺谷線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、林道藤ヶ成線との交点に至る。ここから同林道を北西に進み、市道籠谷線に通じる山道との交点に至り、ここから同山道を北西に進み、同市道に出る。ここから同市道を南東ないし北西に進み、同市と大洲市との境界の交点に至る。ここから同境界を北東ないし南東に進み、三角点（665.2メートル）を経て、更に同境界をほぼ東に進み、県道大洲野村線に出て、同県道をほぼ南東に進み、県道高瀬松溪線との交点に至り、ここから同県道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域		犬飼地区で林道犬飼支線に至り、ここから同林道をほぼ南東に進み、同林道終点に至る。ここから愛媛県と高知県との境界に至る山道をほぼ南に進み、同境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、三角点（768.1メートル）を経て、更に同境界を南西に進み、同町と北宇和郡松野町と高知県との境界の交点に至る。ここから同町と松野町境界を北西に進み、同町と旧北宇和郡日吉村と旧北宇和郡広見町との境界の交点に至る。ここから旧日吉村と旧広見町の境界を北西に進み、戸祇御前山三角点（946.1メートル）を経て、更に同境界を北東に進み、三角点（665.3メートル）を経て、更に同境界を北西に進み、ウズキ峠三角点（738.6メートル）を経て、更に同境界を西ないし北西に進み、旧日吉村と旧広見町と西予市との境界の交点に至る。ここから同市と鬼北町との境界をほぼ北東に進み、三角点（594.1メートル）を経て、更に同境界をほぼ南東ないし北東に進み、大貝田山三角点（596.3メートル）を経て、更に同境界を北東に進み、愛媛県と高知県との境界に至り、ここから同境界を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	
御在所山 休猟区	西予市城川町高野子の県道日向谷高野子線と国道197号との交点を起点とし、ここから同国道を南東ないし南西に進み、同市と北宇和郡鬼北町との境界に至る。ここから同境界を北西に進み、三角点（594.1メートル）、御在所山（908.1メートル）、三角点（821.3メートル）を経て、更に同境界を南西ないし北西に進み、林道下惣川線の終点に至る稜線との交点に至る。ここから同稜線を北東に進み、同林道の終点に出る。ここから同林道をほぼ北東に進み、市道下惣川線に出て、同市道を北東ないし北に進み、市道広田今田線との交点に至る。ここから同市道を北ないし東に進み、市道土居愛治線との交点に至り、ここから同市道を北ないし東に進み、同国道に出る。ここから同国道を南東ないし東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	上目黒休 猟区	北宇和郡松野町と宇和島市との境界と県道滑床松野線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南東に進み、県道西土佐松野線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南東に進み、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界を南西に進み、三角点（778.5メートル）を経て、更に同境界を北西に進み、三角点（1,079.5メートル）を経て、更に同境界を北西に進み、同町と同市との境界と県道との交点に至る。ここから同町と同市との境界を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域
篠駄馬休 猟区	宇和島市和霊中町の国道56号と国道320号との交点を起点とし、同国道をほぼ北東に進み、新折付橋西端で市道須賀川ダム循環線との交点に至る。ここから同市道を南ないし東に進み、水神橋を経て、更に同市道を北西ないし北東に進み、新折付橋東端で同国道に出る。ここから同国道をほぼ東に進み、同市と北宇和郡鬼北町との境界に至り、ここから同境界を南に進み、三角点（569.6メートル）を経て、更に同境界を南に進み、滑床成川鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を南に進み、毛山三角点（1,089.0メートル）を経て、更に同区界を南に進み、鬼が城山で同市と旧北宇和郡津島町との境界に至る。ここから同境界を南西に進み、権現山三角点（952.4メートル）に至り、ここから稜線を西に進み、国道56号に通じる山道に出て、同山道を西に進み、上保田で同国道に出て、同国道を北ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	僧都休 猟区	南宇和郡愛南町の僧都地区と緑地区との境界線上にある白石山（647.6メートル）を起点とし、ここから同境界を西に進み、旧南宇和郡城辺町と旧南宇和郡御荘町との境界に至る。ここから同境界を北西に進み、旧城辺町と旧御荘町と旧南宇和郡内海村との境界の交点に至る。ここから旧城辺町と旧内海村との境界をほぼ北に進み、旧城辺町と旧内海村と宇和島市との境界の交点に至り、ここから愛南町と同市との境界をほぼ北東に進み、僧都地区と緑地区との境界の交点に至る。ここから同境界を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域
鍵山休 猟区	北宇和郡鬼北町日向谷の愛媛県と高知県との境界と国道197号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ南西に進み、町道下鍵山線との交点に至る。ここから同町道をほぼ南に進み、県道下鍵山松野線に出る。ここから同県道をほぼ南西に進み、県道節安下鍵山線に至る。ここから同県道をほぼ東に進み、町道犬飼線との交点に至り、ここから同町道をほぼ南に進み、音地地区を経て、更に同町道を南に進み、	同 上	<p>○愛媛県告示第600号</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。</p> <p>令和元年10月15日</p> <p>愛媛県知事 中村時広</p>	

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
馬島特定猟具使用禁止区域	今治市のうち、馬島の全域	令和元年11月1日から令和11年10月31日まで	銃器
大谷特定猟具使用禁止区域	旧松山市と旧北条市との境界と県道平田北条線との交点を起点とし、ここから同境界を南東ないしは東に進み、松山市堀江町と同市東大栗町との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、同市堀江町と同市東大栗町と同市福角町との交点に至る。ここから同市堀江町と同市福角町との境界をほぼ南西に進み、北谷三角点（163.9メートル）に至り、ここから稜線を北西に進み、通称城山に至る。ここからほぼ北に進み、幸神社に至り、ここから同神社参道を北西に進み、県道平田北条線に出て、同県道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	同上
北条青少年スポーツセンター特定猟具使用禁止区域	松山市下灘波の市道石風呂大浦線と国道196号との交点を起点とし、ここから同国道を北西に約100メートル進み、海岸線に出て、その海岸線をほぼ北西に進み、波妻ノ鼻に至る。ここからその海岸線を北東ないし南東に進み、同市大浦の同国道と同市道との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	同上
明神特定猟具使用禁止区域	上浮穴郡久万高原町東明神の協和観光開発株式会社久万カントリークラブ及びこれに隣接する同社所有地の区域一円	同上	同上
小原地区特定猟具使用禁止区域	西予市宇和町小原の市道1級路線3号線と市道石城地区119号線との交点を起点とし、ここから同市道を北西に進み、市道石城地区106号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北に進み、谷川池に至る。ここから同池と山林との境界を北東に進み、同境界に続く山林と山林に隣接する土地との境界に至り、ここから同境界を東ないし南に進み、瑞山禅寺に至る。ここから同境界を南東ないし北東に進み庄屋池を経て、更に同境界を南東に進み、市道石城地区25号線に出る。ここから同市道をほぼ南に進み、市道石城地区87号線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、市道石城地区119号線との交点に至る。ここから同市	同上	同上

道を南ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
--------------------------	--	--

○愛媛県告示第601号

令和元年9月10日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在及び地番	面積（㎡）
砂入良	愛媛県松山市	愛媛県松山市神浦306番ほか1筆	744
吉岡二三子	愛媛県松山市	愛媛県松山市神浦348番ほか1筆	488
寺本仁志	愛媛県松山市	愛媛県松山市神浦848番	147
木村浩	愛媛県松山市	愛媛県松山市神浦1478番ほか1筆	723
奥田博文	愛媛県松山市	愛媛県松山市神浦2092番	296
井上芳	愛媛県松山市	愛媛県松山市安城寺町532番ほか1筆	2,471
鶴原佳夫	愛媛県松山市	愛媛県松山市中西外314番1ほか4筆	4,044
垂水啓悟	愛媛県伊予郡松前町	愛媛県伊予郡松前町大字恵久美字大地131番ほか3筆	4,085
中平勝則	愛媛県北宇和郡鬼北町	愛媛県北宇和郡鬼北町大字小松121番1ほか3筆	10,369
株式会社PENTAFARM	愛媛県西条市	愛媛県西条市丹原町高松甲1491番1ほか3筆	6,589

2 認可年月日

令和元年10月7日

○愛媛県告示第602号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中村時広

区域	区分
久良区域（久良漁業協同組合の地区）	主として底びき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第603号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 29) 第 12910号	平 成 29年 11月 28日	(有)中野技建	中野 和孝	松山市高井町892	令 和 元 年 9月 4日	左官工事業	建設業の廃止
(般 - 26) 第 17384号	平 成 26年 9月 8日	一水電気設備(有)	目見田匡貴	松山市今在家4 - 8	令 和 元 年 9月 6日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 30) 第 18251号	平 成 31年 3月 22日	インテリアJ	中村 純	松山市土居田町318 - 7	令 和 元 年 9月 9日	内装仕上工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 29) 第 13895号	平 成 29年 12月 25日	ワンス(株)	川原 裕司	松山市来住町1381 - 1	令 和 元 年 9月 18日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 28) 第 10399号	平 成 28年 12月 26日	(株)カドヤ	門屋 孝快	松山市舟ヶ谷町295 - 1	令 和 元 年 9月 24日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 29) 第 18000号	平 成 29年 9月 25日	(株)チュウデン	中田 恵子	伊予市米湊533 - 4	令 和 元 年 9月 25日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 29) 第 1893号	平 成 29年 10月 31日	木野内化成産業(株)	松 俊彦	松山市竹原町1 - 5 - 5	令 和 元 年 9月 30日	管工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第604号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	井 上 英 紀	東温市志津川	令 和 元 年 10月 1日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学 医学部附属病院	平 松 友 佳 子	東温市志津川	令 和 元 年 10月 1日

○愛媛県告示第605号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
稲 葉 慎 二	地域医療支援病院喜多医師会 病院	大洲市東大洲1563番地1	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	令 和 元 年 9月 1日

○愛媛県告示第606号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	内 科	旭川荘南愛媛病院	藤 井 千 穂	北宇和郡鬼北町大字永野市1607番地	令 和 元 年 9月 4日

○愛媛県告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	197号	大洲市肱川町宇和川3759番3から 同町宇和川3759番3まで	令和元年10月15日

○愛媛県告示第608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串内子線	大洲市田処乙1620番3から 同市田処甲2番5まで	令和元年10月15日

○愛媛県告示第609号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	西予市野村町高瀬2881番2地先	旧	メートル 6.2～7.1	キロメートル 0.012	
		西予市野村町高瀬2881番2	新	10.8～11.9	0.012	

○愛媛県告示第610号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	西予市野村町高瀬2881番2	令和元年10月15日

○愛媛県告示第611号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	四国カルスト公園縦断線	西予市野村町大野ヶ原590番	旧	メートル 8.7～10.0	キロメートル 0.015	
		西予市野村町大野ヶ原590番	新	16.1～28.2	0.015	

○愛媛県告示第612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	四国カルスト公園縦断線	西予市野村町大野ヶ原590番	令和元年10月15日

○愛媛県告示第613号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	西予市野村町旭510番地先	旧	メートル 4.6～9.8	キロメートル 0.027	
		西予市野村町旭530番	新	12.2～12.7	0.027	

○愛媛県告示第614号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	西予市野村町旭530番	令和元年10月15日